

永平寺町（町長部局）
障がい者活躍推進計画

令和2年4月

1 計画策定の趣旨

○本町では、障害者の雇用の推進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで、障がいのある人を対象とした職員採用選考の実施や、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

○令和元年6月に、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障がい者活躍推進計画」という。）を作成することとされました。

○今後は、採用した障がい者ひとりひとりの特性・能力等を把握し、可能な限り障がい者本人の希望を踏まえ、本人に合った業務の割振りまたは職場配置を行い、配置後も障がい者本人の職務遂行状況や習熟状況に応じ、継続的に職務の選定・創出に取り組む必要があります。

○障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、体制整備等に取り組んでいくことが必要のため、障がい者活躍推進計画を策定するものです。

2 任命権者

○永平寺町長

3 計画期間

○令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

4 周知・公表

○策定又は改定を行った計画は、全ての職員に対して、業務ポータル掲示板への掲載等により周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

○数値目標の達成状況及び計画に掲げる取り組みの実施状況についても、毎年度、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

5 障がい者雇用率の状況

○永平寺町（町長部局）における、令和元年6月1日現在の雇用率は、次のとおりとなっています。

[令和元年6月1日現在の雇用率]

任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者数の 算定基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率
永平寺町（町長部局）	2.5%	233.0人	4.0人	1.72%

<参考>他の任命権者の状況

任命権者	法定雇用率	法定雇用障がい者数の 算定基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率
永平寺町教育委員会	2.5%	79.5人	2.0人	2.52%

6 目標

○採用に関する目標

障がい者である職員の実雇用率について、各年度6月1日時点で法定雇用率以上を目標とします。評価方法は、毎年の任免状況通報により把握・進捗管理します。

○定着に関する目標

積極的に採用に取り組むとともに、障害のある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて、職場定着を図っていくことを目標とします。評価方法は、毎年、人事記録を基に、前年度の新規採用者の定着状況を把握・管理します。

7 取組内容

○障がい者の活躍を推進する体制整備

- (1) 障がい者雇用推進者として総務課長を選任し、障がい者の活躍を支援します。
- (2) 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3ヶ月以内に常時勤務する職員の中から選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が実施する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

○障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- (1) 現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行います。
- (2) 所属長との人事評価面談及びアンケート調査等を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。

○障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- (1) 人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行います。

- (2) 措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえながらも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- (3) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととします。
- 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - 自力で通勤できるといった条件を設定する。
 - 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

○その他

関係法令等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努めます。